

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和44年10月
③ 昭和48年4月から同年12月まで
④ 昭和59年4月から同年12月まで

私の父は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであり、昭和47年12月に会社を退職後は、私が区役所か郵便局で保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年5月頃及び49年3月頃の2回払い出されている。

申立期間④については、申立人は、上記2回目に払い出された手帳記号番号により、昭和49年1月以降、申立期間④を除き国民年金保険料は全て納付しており、申立期間④は9か月と短期間であるほか、申立人が保険料を納付したとしている区役所又は郵便局は当時、保険料の収納を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①及び②については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。また、申立人の1回目の手帳記号番号は、昭和43年5月頃に申立人の兄と連番で払い出されており、申立人及びその兄の特殊台帳では申立期間①直前の期間及び申立期間②直前の期間の納付日が一致していることから、当時、申立人とその兄の保険料は一緒に納付されていたことがうかがえるところ、兄の国民年金保険料の納付記録をみると、厚生年金保険の記

録が統合された平成12年1月20日以前は、申立人と同様に申立期間①が未納であるほか、申立期間②についても納付されていた記録は確認できない。

また、申立期間③については、前述のとおり2回目の手帳記号番号は、昭和49年3月頃に払い出されており、当該払出時点から、申立期間③は現年度納付が可能であるものの、申立人は、当該期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶は明確でない。

そのほか、申立人及びその父親が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 7 月 31 日は 25 万円、同年 12 月 29 日は 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 31 日
② 平成 18 年 12 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有している申立人に係る「2006 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額から、平成 18 年 7 月 31 日は 25 万円、同年 12 月 29 日は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 10 日

A社（厚生年金保険の適用はB社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主から回答を得ることができない上、A社及びB社は平成 23 年 12 月*日に破産手続を開始していることから、破産管財人に照会したところ、破産処理に必要な書類以外は廃棄して保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年1月31日から同年2月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成15年1月31日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人のA社における離職日は平成15年1月31日であることが確認できる。

また、A社の元事業主は、申立人は平成15年1月31日まで勤務しており、同年1月の厚生年金保険料を控除しない事情は無かったことから、控除したと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年12月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を平成15年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月27日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社に入社し、子会社であるA社に異動し、その後、同社C事業所への異動はあったが、継続して勤務しており、保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の事業主代理人、社会保険事務担当者、同僚及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年2月1日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社を継承したD社の事業主は不明としているが、厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日が符合していることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は昭和50年1月27日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成17年7月1日から同年12月21日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月から同年11月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年12月21日から18年1月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から18年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成17年7月以降の厚生年金保険の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、また、同年12月21日から18年1月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与支給明細書を提出するので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成17年7月から同年11月までについて、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、当初、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月からは24万円と記録されていたところ、19年2月2日付けで、17年及び18年の定時決定の記録が取り消され、17年7月に遡って11万8,000円に随時改定されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人のほかに当該期間にA社において被保険者記録が確認できる者は事業主のみであるところ、当該事業主の標準報酬月額についても申立人と同日付けで遡って随時改定されていることが確認できる。

さらに、平成17年度滞納処分票により、A社は厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、取締役として申立人の氏名を確認

できない上、上記滞納処分票からも、申立人が上記遡及処理に関与していたことをうかがわせる記述は確認できない。

これらを総合的に判断すると、上記遡及処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成17年7月及び同年8月は22万円、同年9月から同年11月までは24万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成17年12月21日から18年1月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人のA社における資格喪失日について、上記遡及処理日と同日である平成19年2月2日付けで、18年の定時決定の記録が取り消され、遡って17年12月21日と記録されていることが確認できる。

また、上記滞納処分票により、A社は厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、取締役として申立人の氏名を確認できない上、上記滞納処分票からも、申立人が上記遡及処理に関与していたことをうかがわせる記述は確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である平成18年1月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格取得日に係る記録を昭和41年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月2日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和38年4月1日に入社してから平成20年3月31日に退職するまで、45年間継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和41年4月2日にA社から同社B製作所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B製作所における昭和41年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、9年4月から同年9月までは15万円、同年10月から10年3月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月26日から10年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職したのは平成10年3月末頃だったと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が提出した給料支払明細書及び申立人がA社を退職後に勤務したB社発行の平成10年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成9年4月から同年9月までは15万円、同年10月から10年3月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和54年1月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月30日から54年1月8日まで

A社から同社C支社に異動した時期にあたる申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、オンライン記録によると、異動先であるA社C支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和54年1月8日とされていること、及び従業員の供述から判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において関連会社への出向はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

A社及びその関連会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社日である昭和33年4月1日から平成16年8月31日までの間、転勤や異動はあったが、1日の空白期間も無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された辞令及び給与支給明細書並びにA社から提出された「人事社報」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社B工場が保管している社会保険関係の台帳に申立人に係る資格喪失日が昭和55年8月1日と記載されていることから申立てどおりの届出を行ったと思うが、保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、事業主が資格喪失日を同年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から61年3月まで

私は、20歳になった昭和48年に、勤務していた会社から国民年金に加入するように言われ、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後は送付される納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和48年に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から61年5月に払い出されたと確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち59年3月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、昭和62年12月8日に、申立人に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できるが、申立人は、過去の未納保険料に関する通知を受け取ったことはなく、61年7月以降の保険料は口座振替で納付しており、納付書による納付をしたことはないと述べている。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私がまだ学生であった平成3年の春頃、加入手続をしていないにもかかわらず、国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきた。私の母は、学生も保険料を納付しなければならぬことに納得していなかったが、私が4年4月に就職するまで保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が平成4年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された記号番号が9年1月に基礎年金番号として付番されており、基礎年金番号が付番される前に国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録は確認できない。

また、申立期間は平成10年4月30日の記録整備により国民年金加入期間とされたもので、この記録整備時点までは国民年金の未加入期間とされていたため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該記録整備時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間当初に加入手続は行っていないとしており、申立期間当時に申立人の年金手帳を所持していた記憶も明確でないなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

私は、昭和48年12月に厚生年金保険適用事業所を退職後、区役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、職員から同保険に加入すると国民年金にも自動的に加入すると言われた。その後、自宅に国民年金保険料の納付書が届いたので、申立期間の保険料を納付していた。申立期間が無資格期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が20歳に到達する前の国民年金の被保険者になり得ない期間であり、制度上、国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を行うことができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、申立人が20歳に到達した昭和50年*月頃に払い出されたと推認でき、申立人が所持する当該手帳記号番号が記載された年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」として「昭和50年*月*日」と記載されているほか、申立人は、居住している区以外へ転居したことはなく、生年月日が訂正された記録も無いなど、20歳前の期間である申立期間の保険料を納付することができた事情はうかがえない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 4 月から 19 年 3 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月から 19 年 3 月まで
私は、学生の頃の国民年金保険料は、毎年 4 月頃に町役場で学生納付特例の申請手続を行っていた。申立期間の保険料が学生納付特例とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が 20 歳に到達した平成 14 年*月から申立期間直前の 18 年 3 月までの期間については、国民年金保険料学生納付特例の申請及び承認がオンライン記録で確認できるものの、申立期間に係る学生納付特例の申請については確認することができない。

また、申立期間については、申立期間後の平成 20 年 3 月から 21 年 3 月までの期間にかけて、社会保険庁（当時）が業務委託をしていた民間業者による保険料の納付督促事蹟^{せき}がオンライン記録で確認できる。このうち、20 年 3 月 26 日の納付督促事蹟^{せき}では、保険料の未納理由は「納付書なし（納付書が手元に無く納付できなかった場合）」、督促結果は「納付約束（納付の約束を取りつけた場合）」であること、申立期間当初の 18 年 4 月以降に係る納付書の再送を約束していることなどが確認できることから、当該納付督促時点では、申立期間の保険料は未納であったと考えられるほか、21 年 3 月 22 日の納付督促事蹟^{せき}においても、保険料の未納理由及び督促結果は同様であり、申立期間のうち 19 年 3 月分の納付書の再送を約束していることが確認できる。

そのほか、申立人が申立期間の学生納付特例の申請をしていたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間の学生納付特例の申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年10月まで

私は、昭和40年頃に義妹から国民年金へ任意加入すると得だと聞き、区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書が送付されてくるたびに郵便局で定期的に納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年頃に義妹から国民年金に任意加入すると得だと聞き、区の出張所で国民年金の加入手続を行ったと述べている。申立人が述べているとおりであれば、昭和40年頃に後述のものとは別の手帳記号番号が申立人に払い出されているはずであるが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から昭和47年5月27日に払い出されていることが確認でき、申立人に係る国民年金被保険者名簿でも、資格取得日「昭和46年11月1日」、種別「強制」の記載が確認できることから、手帳記号番号払出時点において申立人の国民年金被保険者資格取得は46年11月に遡って行われたと推認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで
私の妻は、夫婦二人分で3万円の国民年金保険料を納付しなければ受給資格期間を満たすことができないと市役所から連絡を受け、昭和45年から49年までの間に申立期間の二人分の保険料として3万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料として3万円を納付した時期は昭和45年から49年までの間であると述べており、納付時期の記憶が明確でない。

また、昭和45年7月から47年6月までの期間及び49年1月から50年12月までの期間は、それぞれ第1回・第2回特例納付の実施期間であったが、いずれの特例納付の制度を利用して申立期間の保険料を納付したとしても、夫婦二人分の保険料額は妻が納付したとする3万円と相違する。

さらに、申立人夫婦に係る特殊台帳によると、夫は昭和36年4月から37年3月までの期間の12か月の保険料を、妻は36年4月から37年10月までの期間の19か月の保険料をいずれも第3回特例納付により納付した記録が確認できるところ、特例納付を行う前の時点では、夫婦共に、60歳に到達するまで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、同資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられ、現に、夫婦の60歳到達時の保険料納付済月数及び申請免除期間の月数の合計は、いずれも受給資格期間を満たしている。

そのほか、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで
私は、夫婦二人分で3万円の国民年金保険料を納付しなければ受給資格期間を満たすことができないと市役所から連絡を受け、昭和45年から49年までの間に申立期間の二人分の保険料として3万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料として3万円を納付した時期は昭和45年から49年までの間であると述べており、納付時期の記憶が明確でない。

また、昭和45年7月から47年6月までの期間及び49年1月から50年12月までの期間は、それぞれ第1回・第2回特例納付の実施期間であったが、いずれの特例納付の制度を利用して申立期間の保険料を納付したとしても、夫婦二人分の保険料額は、申立人が納付したとする3万円と相違する。

さらに、申立人夫婦に係る特殊台帳によると、夫は昭和36年4月から37年3月までの期間の12か月の保険料を、妻は36年4月から37年10月までの期間の19か月の保険料をいずれも第3回特例納付により納付した記録が確認できるところ、特例納付を行う前の時点では、夫婦共に、60歳に到達するまで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、同資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられ、現に、夫婦の60歳到達時の保険料納付済月数及び申請免除期間の月数の合計は、いずれも受給資格期間を満たしている。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 11 月から 46 年 8 月までの期間及び 47 年 7 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月から 46 年 8 月まで
② 昭和 47 年 7 月から 52 年 3 月まで

私の母は、私の姉が経営する会社の経理を担当しており、私が 20 歳になった昭和 45 年*月以後、姉の店を手伝って得た私の給与から国民年金保険料を天引きし、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、申立期間後の昭和 52 年 6 月に払い出されたと確認でき、当該払出時点では申立期間①の全期間及び申立期間②の大半の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は前述の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持していたことはない述べているなど、申立期間の保険料を納付することが可能な時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明であるほか、母親の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入者に係る資格取得日から、昭和 47 年 7 月頃に払い出されたと推認できることから、母親も、申立人の加入手続を行ったとする 45 年*月時点では国民年金に未加入であったことが確認できる。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から52年12月まで
私は、同居していた姉の勧めで昭和43年7月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、52年11月頃に夫婦連番で払い出されたと確認でき、この頃に加入手続が行われたと考えられるとともに、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間当時に受け取ったとする年金手帳に関する記憶が明確でない。

また、申立人は、申立期間当初の昭和43年7月から納付書で保険料を納付したと述べているが、申立人が居住している区では納付書制度は45年7月からの実施であり、申立人の説明する納付方法と相違する期間があるほか、申立期間の保険料の納付額に関する記憶が明確でない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付することが可能な時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年9月まで

私の夫は、夫婦一緒に区役所へ行って婚姻届を提出したときに、私の国民年金の加入手続きを行い、そのときに納付することが可能だった2年分の国民年金保険料を納付してくれた。その後、夫は、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしたとする申立人の夫は、申立人の加入手続きを行った時期は昭和48年8月であると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、申立期間後の52年11月頃に夫婦連番で払い出されたと確認でき、申立人の夫は、この頃に夫婦二人分の加入手続きを行ったものと考えられるとともに、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとする夫は、申立期間当時の年金手帳及び申立期間の保険料の納付額に関する記憶が明確でない。

そのほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付することが可能な時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24332 (事案 22307 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月頃から 64 年まで
② 昭和 60 年から 64 年まで
③ 平成元年から 11 年まで

A社で組立工として勤務した申立期間①及びB市のC店に店長として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間については、当該事業所と異なる事業所で加入記録があるが、当時は複数の事業所を掛け持ちで勤務していた。また、D社で作業員として勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録も無いため、第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正を行うことはできない旨の通知を受けた。

今回、新たな資料は無いが、第三者委員会の決定に承服しかねるので、再調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、i) A社及び複数の従業員から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、ii) 同社の当時の総務担当者は、正社員以外のアルバイトやパートは厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしており、加入記録が無いのであれば正社員でなかったのではないかとしていること、申立期間②に係る申立てについて、i) 申立人の記憶する所在地にC店という名称の適用事業所は確認できないこと、ii) 申立人の記憶するC店の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無い上、申立人は当該事業所の代表者及び同僚二人の氏名を記憶しているが、いずれの者も連絡先は不明であり供述を得ることができないこと、申立期間③に係る申立てについて、i) D社は、当該期間のうち、平成元年から6年5月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、ii) 同社は、申立人は日雇作業員として同社に勤務していた

ものの、日雇作業員は、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないとしていることなどの理由から、既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、23年12月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、新たな資料の提出は無いものの、申立期間について、再調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして申立てを行っている。

しかしながら、当委員会で再度調査したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。関連会社への異動はあったが、申立期間も継続して勤務しており、保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに同僚及び従業員からの供述から、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時の A 社の社会保険事務担当者は、申立期間当時、会社の経営が厳しいことから、上司の指示によりオンライン記録どおりの届出を行い、申立期間の保険料は控除していない旨供述している。

また、上記担当者は、A 社の保険料控除は当月控除であった旨供述しているところ、申立人と同様に申立期間に厚生年金保険の加入記録の無い従業員が保有する給与明細書によると、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年1月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚は、申立人がA社に勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間までは記憶していない旨供述している上、同社は既に破産しており、同社に関する資料を確認することができないことから、申立人の申立期間における勤務を確認することができない。

また、A社の事業主は、同社では数か月の試用期間を設けており、従業員を採用する際、当該期間は健康保険、厚生年金保険及び雇用保険には加入しない旨を説明していたことから、申立人の採用時にも同様の説明をしたはずであり、当該期間の給与からは保険料を控除していなかった旨供述している。

なお、申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員は、同社では入社後に試用期間があったため、当該期間は国民健康保険及び国民年金に加入し、試用期間に支給された給与からは厚生年金保険料が控除されていなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。